

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/20
最終更新日 2022/10/20

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		9月1日
国立大学法人名		国立大学法人鹿児島大学
法人の長の氏名		佐野 輝
問い合わせ先		総務部企画評価課企画評価係 TEL : 099-285-7047 MAIL : kikakus【@】kuas.kagoshima-u.ac.jp
URL		https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】</p> <p>第138回経営協議会（令和4年9月22日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和4年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>各原則に係る適合状況について確認するとともに、監事による確認と意見も含め、適切に報告書が作成されていることを確認した。</p> <p>【対応】</p> <p>引き続き、各原則についての適合状況を点検・公表していくとともに、関係規則等の適切な運用状況の確認とガバナンス体制の継続的な見直しに取り組む。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】</p> <p>令和4年度第15回大学運営会議（令和4年9月13日）において、各原則に対する本学の適合状況及び「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和4年度）」（案）を確認いただき、ご意見をいただいた。</p>
		<p>【監事からの意見1】</p> <p>補充原則1-3③については、総合的な人事方針として令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学人事基本方針」を策定しており、原則には適合（実施）しているものの、以下の点からその運用状況は不十分であり、改善と対応が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 人事の基本目標」として掲げている「中長期的な財政展望に基づく適正な人員配置に努める」に関して、第4期中期目標期間の全学的な人件費管理計画についての青写真が示されていないこと、教員以外の職員の採用計画について経営面でのコンセンサスが得られていないこと、今後の定年延長に伴う人件費シミュレーションが不十分であること。 ・「5. 人事評価」として掲げている「職員の人事評価については、公正かつ厳正な人事評価を実施し、その評価結果を適切に処遇に反映する」に関して、厳正な評価とその処遇への反映が不十分であること。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 人事の基本目標」について、令和5年度以降の「事務職員の中長期的な採用方針」を経営協議会及び役員会に諮り、今年中を目途に策定する予定である。また、「定年延長に伴う人件費シミュレーション」として、職種別・年度別に定年延長を実施した場合と現行の再雇用制度を実施した場合の人件費の差額の試算を行い、他大学の検討状況、文部科学省が開催予定の国立大学法人向けの説明会の内容等も踏まえて、財務課、附属病院等関係部署とも連携し、本学の対応方針を決定する予定である。 ・「5. 人事評価」について、評価を公正かつ厳正に行い、その評価結果を適切に処遇に反映させること等を目的として、「目標達成度評価」及び「職務行動評価」に加えて「総合評価」の実施等について検討を行う。
		<p>【監事からの意見2】</p> <p>補充原則1-4①、②については、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として、令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定しており、学長補佐を将来の経営幹部候補と位置づけて各理事の企画立案に積極的に関与させることや、学部等においても若手教員や女性教員を抜擢して将来の学部長となる人材の育成を図ること等を謳っており、原則に「適合（実施）している」と考える。</p> <p>ただし、次代の経営人材育成については、執行部も含めて今後の実現状況を検証していく必要がある。</p> <p>【対応】</p> <p>将来の鹿児島大学を担う人材を確保するため、「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を踏まえ、長期的視点に立った人材育成に取り組んでいく。</p>

		<p>【監事からの意見3】</p> <p>補充原則4-2③については、昨年度は文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正されたことへの体制整備中で「適合（実施）していない」と整理していたが、令和3年度中に関係規則改正や不正防止計画・コンプライアンス教育・実施状況報告内容等の見直しを終えて体制を整備したことから、今回は「適合（実施）している」と考える。</p> <p>今後は、不正防止実施報告の対応状況等、監事と研究推進部、統括管理責任者とのミーティングを定例的に行いながらその状況を確認していく必要がある。</p> <p>【対応】</p> <p>ご意見いただいたとおり、適宜ミーティングを実施し、公的研究費に関する不正防止計画の実施状況等の確認を行っていく。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>鹿児島大学憲章において「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす」ことをミッションとして掲げ、その中長期的なビジョンとして鹿児島大学長期改革プラン「2030年の鹿大」を策定している。「2030年の鹿大」策定にあたっては、県内の教育機関、産業界からの学外委員も加えて検討を重ね、平成30年6月に公表した。また、令和2年度には、学長を中心に第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）に向けた学長ビジョンについて検討を行い、令和2年11月の大学運営会議で決定、本学HPにおいて広く一般に公表している。</p> <p>これらのミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略、道筋として、中期目標・中期計画（第4期：令和4年度～令和9年度）を策定・公表している。</p> <p>【鹿児島大学憲章】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html 【2030年の鹿大】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadai2030.pdf 【第4期中期目標期間に向けた学長ビジョン】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-72.html 【中期目標、中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>法人の目標・戦略としている中期目標・中期計画について、事業年度毎の自己評価書、業務の実績に関する報告書及びその評価結果を大学HPにて公表している。</p> <p>また、その進捗状況や評価結果を踏まえて、改善に反映させた結果等については、その状況を次年度の自己評価書等で公表している。</p> <p>【業務の実績に関する報告書・評価結果】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/32833.html 【大学評価（法人・認証・自己・外部）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html 【中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html</p>
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>国立大学法人法及び学校教育法等に則り、法人運営に関しては「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、教学運営に関しては「鹿児島大学学則」により、組織の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しており、以下の規則を公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x89ORG00000001.html ○鹿児島大学学則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x89ORG000000095.html</p>
補充原則1-3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>法人経営に必要な人材の確保及び育成のため、「人事の基本目標」、「職員の人材確保及び選考」、「ダイバーシティの推進」、「人材育成」及び「人事評価」を柱とした「国立大学法人鹿児島大学人事基本方針」を令和3年3月16日に策定し、公表している。</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学人事基本方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-75.html</p>

<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等については、中期計画期間である6年間の予算、収支計画、資金計画を策定し、文部科学大臣に届け出るとともに、公表している。 さらに、業務の実施に関して負託された財務情報に基づく財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすため、財務諸表を作成し公表している。</p> <p>【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学の財政状態や運営状況及び教育・研究・診療等に係る活動内容を、本学を支えてくださる多くの方々に分かりやすくご説明しご理解いただくことを目的として、財務諸表の概説を作成している。</p> <p>【財務諸表の概説】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担う人材育成のため、部局等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は部局長経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせている。また、国立大学協会が実施する各種研修等についても、関連する副学長等に積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っている。 令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定・公表し、長期的視点に立って、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、経営人材として計画的に確保・育成することとしている。</p> <p>【国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、理事の役割と権限を明確にするとともに、任命要件も明確にし、選任している。 また、副学長及び学長補佐についても、「鹿児島大学副学長に関する規則」及び「鹿児島大学学長補佐に関する規則」に基づき、それぞれの役割や責任、権限等を明確にし、学長が責任を持って選任している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html</p>

<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学役員会規則に基づき、適正に審議を行い、意思決定を行っている。また、会議終了後は、大学HPにおいて、速やかに議事要旨を公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000002.html 【役員会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai.html</p>
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>ダイバーシティの確保も念頭に、外部の経験を有する人材を登用してその知見を法人経営に活用するため、2名の女性理事を外部から登用しており、その状況は本学HP上に公表している。(非常勤理事2名) 外部理事の選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化し、HP上で公表している。</p> <p>【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html</p>
<p>補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>多様な関係者の意見を経営に生かしていくため、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」に基づき、自治体、産業界、教育分野、医療分野等、幅広い分野から適任者を選考して参画いただいている。</p> <p>議題については、国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則に基づき設定するとともに、円滑な議事運営を図るため、会議開催1週間前までに資料の事前送付を行うこととしている。また、毎回テーマを設定した協議事項を設けることで、本法人に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かすこととしている。</p> <p>【経営協議会委員名簿】 【経営協議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keiikyougikai.html 【国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keikyo_gaiiin_senkouhousin.pdf ○国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000003.html</p>
<p>補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>学長の選考にあたっては、学長選考・監察会議において、学長選考基準を策定し、国立大学法人法等の法規に則り、学長選考・監察会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っている。</p> <p>また、学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学HPにおいて公表している。</p> <p>なお、意向投票については、これまで、学長選考の参考のひとつとして実施することとしていたが、意向投票の結果が学長選考・監察会議を縛るものではないことを明確にするため、必要に応じて実施することができる規定に改正した。</p> <p>【学長選考・監察会議/学長の選考について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>
<p>補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>		<p>平成29年11月17日開催の第65回学長選考会議において、学長の任期についての審議を行い、安定的な運営体制の構築と、適切な業績評価を行うため、従前の1期3年(再任可、但し1回まで)を、1期4年・再任可・上限6年とする見直しを行い、改正した学長選考規則を公表している。</p> <p>(※規則改正は第67回学長選考会議)</p> <p>【第65回学長選考会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(65).pdf ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html</p>

<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長解任規則において、学長の解任に関し必要な事項を定め、公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長解任規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000488.html</p>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長選考規則に基づき、4年の任期途中において、業績の評価（再任審査）を行うこととしており、学長選考・監察会議による書面審査及び当該学長からのプレゼンテーションを踏まえ、学長選考・監察会議からの助言等を行うこととしている。なお、結果については大学HPにて公表している。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html 【（再任審査）結果の公表について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html</p>
<p>原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議規則において、委員については経営協議会の学外有識者から選出された者8名及び教育研究評議会評議員から選出された者8名を選任することを規定している。なお、委員は以下のとおり選出している。</p> <p><経営協議会> 令和4年度の経営協議会学外委員8名全員を委員としている。</p> <p><教育研究評議会> 第244回教育研究評議会において、理事を含む全評議員から投票により8名を選出し委員としている。</p> <p>【学長選考・監察会議】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html 【第244回教育研究評議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kennkyuuhyougikai.html</p>
<p>原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学（本法人）においては、一法人一大学であることから、現時点において、理事長と学長を分離する必要性は高くないと考えられるが、今後も社会情勢等を踏まえつつ、学長選考・監察会議において、必要性等も含め検討願うこととしている。</p>
<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和2年11月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」を制定し、内部統制システムの体制を公表した。</p> <p>内部統制規則に基づき、役員を構成員とした内部統制委員会を設置し、コンプライアンス事象等を定期的又は随時に報告する体制を整備・運用しており、今後も内部統制の実効性を高めるため、継続的にその運用等を見直し、充実を図っていくこととしている。</p> <p>○国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00001087.html</p>

<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令に基づき、教育、組織、財務等に関する適切な情報を、本学HPにおいて広く公表している。</p> <p>【教育情報の公表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/activity.html 【組織に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html 【財務に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>また、本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っている。</p> <p>また、本学HPにおいては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、その対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築している。</p> <p>【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について、教育目標、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等により整理し、大学HPにおいて公表している。</p> <p>【教育目標・ポリシー・カリキュラムマップ(CM)・ナンバリング】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/eoplcmnm.html</p> <p>学生の満足度については、本学で実施した学生アンケートの回答結果に基づく本学の教育成果や学生の学習成果等に関する情報を、本学高等教育研究開発センターHPにおいて公表している。</p> <p>【高等教育研究開発センターHP(2021年度大学IRコンソーシアムアンケート集計結果)】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/higheducenter/11bfd2685f70b209e18da37a0b1423844f5f7836.pdf</p> <p>学生の進路状況については、大学概要や受験生向け大学紹介パンフレット、本学HP及び各学部HPで公表しているほか、外部の進学冊子等でも広く広報している。</p> <p>【キャリア形成支援(就職・進路データ)】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/job/sinrodata.html</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-gyoumu-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>(組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouintyou-senkou-p1.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouinkansa.html</p>